

保育所等訪問支援事業

事業内容

併行通園の療育待機の児童に対して、保育所、幼稚園に訪問して療育を行います。 療育待機の状態が解消され併行通園先が決定した時点で終了となります。

療育内容

個別支援計画に基いて個々の子どもに応じた内容で療育を行います。 (事前に保護者の方と面接や対象園に様子を見に行かせて頂きます。)

回数:月に2回程度(2週間に1回程度)

時間:個々の子どもに応じてですが、概ね個別での療育であれば45分間で行います。

療育形態:個別支援計画書に基づいて、療育を進めていきます。可能な限り個別で療育を行いますが

子どもの目標に応じては集団参加の中での療育を行う場合もあります。

費用:所得に応じて(受給者証に記載されている金額になります)

サービス開始までの流れ

- ①発達相談所に相談
- ②通っておられる保育園、幼稚園に保育所等訪問支援事業を受ける事の了承をとっていただく
- ③ケースワーカー、もしくは保護者が当園に連絡
- ④受給者証の申請
- ⑤面接・重要事項説明、契約(保護者と当園担当者)
- ⑥通っておられる保育園、幼稚園に当園の担当者が訪問。療育の日程や時間の調整
- (7)個別支援計画について面談(保護者と当園担当者)
- ⑧通っておられる保育園、幼稚園と個別支援計画について面談
- ⑨サービス開始









- 療育の取り組み内容は、毎回簡単なものではありますが、書面にてお知らせします。
 - (保護者の方と担当者との交換日記のような物を用意しています)
- ・個別支援計画は、半年毎に更新していきます。その際には、保護者の方に当園に来て頂いて面談を させていただきます。その他、3か月に1回は保護者の方と面談をさせていただいて、子どもさん の家庭での様子や療育のねらいなどを共有していきます。それ以外でも、面談、相談は保護者の方 から申し出がありましたら、随時行います。また、保育園、幼稚園職員との情報共有も行います。
- その月の最終療育日が終了しましたら、その日から翌月の5日までの間に、来園頂いて利用実績表に 押印をお願いします。

担当:新葉 問い合わせ先:発達支援センター 洛西愛育園

☎:(075)391-7793